

連続講座

人事労務担当者基礎講習

実務に即した労働関係法令のポイントを解説します

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

1 日時及び内容 【講習時間は、各回とも 10:00~16:30です】

第1回 平成28年6月14日（火） 講師：北岡大介氏（社会保険労務士・元労働基準監督官）

第2回 平成28年6月15日（水） 講師：高橋 健氏（特定社会保険労務士・元労災監察官）

第1回 6月14日 労働基準関係法、契約法、有期雇用特別措置法、パート労働法、派遣法

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1 事業を始めるとき | 7 万一労働災害が発生したときは |
| 2 労働者を募集・採用するとき
（労働契約、有期労働契約の契約期間等） | 8 解雇するとき・退職するとき（高年齢者雇用安定法等） |
| 3 就業規則（作成義務、作成・変更手続き等） | 9 未成年者を雇うとき |
| 4 労働時間・休憩・休日・休暇
（実態に合った労働時間制度、育児・介護休業等） | 10 女性労働者を雇うとき |
| 5 賃金（支払い方・決め方のルール割増賃金等） | 11 パートタイマーを雇うとき |
| 6 安全衛生に関する手続き | 12 派遣労働者を派遣するとき・受け入れるとき |
| | 13 労使間でトラブルが発生したときは |
| | 14 平成28年度労働関係法令に関する主要改正の動向 |

第2回 6月15日 労災・雇用・社会保険

- | | |
|--|--------------------------|
| 1 保険制度の基礎知識
・全体像と関連法令整理
・各保険の年間、月間スケジュール | 4 退職に伴う社会保険の手続き |
| 2 保険制度各法の相互関係
・国民年金、厚生年金、労災保険の関係
・国民健康保険、健康保険、労災保険の関係
・労働基準法、労災保険、雇用保険の関係 | 5 社会保険料・労働保険料の計算及び納付 |
| 3 採用に伴う社会保険の手続き | 6 健康保険の給付概要と手続き |
| | 7 雇用保険の給付概要と手続き |
| | 8 労災保険の給付概要と手続き |
| | 9 公的年金制度の概要 |
| | 10 社会保障制度のマイナンバーの取扱いについて |
| | 11 その他 |

2 会場 三田労働基準協会1階 研修センター（裏面案内図参照）

港区芝4-4-5（都営地下鉄三田駅A9出口徒歩2分・JR田町駅三田口（西口）徒歩8分）

3 定員 32名（先着順）

4 受講料（テキスト代・消費税込） 会員 8,000円 会員以外の方 10,000円

5 申込み方法等 《原則、第1回第2回を連続受講いただきます。但し、出席者変更は相談ください。》

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あてFax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から6月7日まで2週間ない場合は6月7日（火）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取り消させていただくことがあります。

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所：港区芝4-4-5
振込人名の前に講習会月日を記入ください（例0614 OOカイヤ等）

- ③受講の取消：6月7日（火）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

6 問合先 （一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。